

2021年JAF国内競技車両規則 第1編レース車両規定

<新旧対照表>

下線部分：変更箇所

2021年規定	2020年規定
<p>第1章 車両の分類 部門とグループ 第1条 国内競技車両 部門Ⅰ 量産車両（公認車両および登録車両） N1：量産ツーリングカー N2：特殊ツーリングカー</p> <p>部門Ⅱ 競技専用車両（ナショナルフォーミュラ） S-FJ：スーパーFJ F4：フォーミュラ4 SFL：スーパーフォーミュラ・ライツ SF：スーパーフォーミュラ</p> <p>第2条 国際競技車両 （略） グループR：ツーリングカーまたは大規模量産プロダクションカー <u>ラリー5／ラリー4／ラリー3／ラリー2</u></p> <p>（略）</p> <p>第2章（略）</p> <p>部門Ⅰ：量産車両（公認車両および登録車両）（第3章～第8章） 第3章（略）</p> <p>第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定 （略） 第1条～第5条（略） 第6条 ロールケージ 6.1）～6.3.2.1.1）（略）</p>	<p>第1章 車両の分類 部門とグループ 第1条 国内競技車両 部門Ⅰ 量産車両（公認車両および登録車両） N1：量産ツーリングカー N2：特殊ツーリングカー <u>JAF-GT300：グランドツーリングカー300</u> <u>JAF-GT300MC：グランドツーリングカー300マザーシャシー</u> <u>JAF-GT500：グランドツーリングカー500</u></p> <p>部門Ⅱ 競技専用車両（ナショナルフォーミュラ） S-FJ：スーパーFJ F4：フォーミュラ4 SFL：スーパーフォーミュラ・ライツ SF：スーパーフォーミュラ</p> <p>第2条 国際競技車両 （略） グループR：ツーリングカーまたは大規模量産プロダクションカー</p> <p>（略）</p> <p>第2章（略）</p> <p>部門Ⅰ：量産車両（公認車両および登録車両）（第3章～第8章） 第3章（略）</p> <p>第4章 公認車両および登録車両に関する安全規定 （略） 第1条～第5条（略） 第6条 ロールケージ 6.1）～6.3.2.1.1）（略）</p>

6.3.2.1.2) ドアバー

(略)

“X”(クロスストラット)形状のドアバーの場合(第4-14図)、クロスストラットの下部取り付け点はボディシェル/シャシーの前後方向のメンバーに直接取り付けられ、“X”形状のうちの最低1本がシングルピースでなければならない。

(略)

6.3.2.1.3)～6.3.5) (略)

第7条～第11条 (略)

第12条 安全燃料タンク

12.1) 安全燃料タンク

(略)

漏出した燃料が車室内に滞留しない構造であること。また、荷物室に設置した場合、難燃性材料による隔壁を取り付けなければならない。燃料タンクの位置の変更に伴い軽量化、補強が生じてはならない。

－難燃性材料による隔壁について：

車両用不燃性FRPやゲルコート等などによる不燃系の処理がなされたFRP材は難燃性と見なす。ただし、競技会車両検査等では目視等確認ができるものではないので、当該コート材に関する説明を求められた際に提示ができるような資料を予め準備する必要がある。

安全燃料タンクへの隔壁設置について、少なくとも安全燃料タンクとフィルターホース、配管の全てをカバーするものであれば、隔壁そのものを全面形成する必要はない。

(略)

12.2)～12.4) (略)

第13条～第22条 (略)

第5章 (略)

第6章 (略)

6.3.2.1.2) ドアバー

(略)

“X”(クロスストラット)形状のドアバーの場合(第4-14図)、クロスストラットの下部取り付け点はボディシェル/シャシーの前後方向のメンバーに直接取り付けられ、“X”形状のうちの最低1本がシングルピース・バーであることが推奨される。

(略)

6.3.2.1.3)～6.3.5) (略)

第7条～第11条 (略)

第12条 安全燃料タンク

12.1) 安全燃料タンク

(略)

漏出した燃料が車室内に滞留しない構造であること。また、荷物室に設置した場合、難燃性材料による隔壁を取り付けなければならない。燃料タンクの位置の変更に伴い軽量化、補強が生じてはならない。

(略)

12.2)～12.4) (略)

第13条～第22条 (略)

第5章 (略)

第6章 (略)

第7章 グランドツーリングカー300

第8章 グランドツーリングカー500 (JAF-GT500)

部門Ⅱ：競技専用車両（ナショナルフォーミュラ）（第7章～第11章）
第7章 競技専用車両（ナショナルフォーミュラ）に関する定義（略）
第8章 スーパーF J（S-F J）（略）
第9章 フォーミュラ4（F 4）（略）

第10章 スーパーフォーミュラ・ライツ（SFL）
第1条～第6条（略）

第7条 電気系統

7.1）（略）

7.2）データ集計装置

7.2.1）（略）

7.2.2）各種センサー類

各特性計測用センサーの取り付けは2.13）に従い、F I Aの定めた仕様通りに、または追加で申請された仕様通りに、F I AまたはJ A F 指定の供給業者によって製造されなければならない。以下のセンサーのみが使用できる。

- | | |
|--------------|-------------------|
| －クランクシャフト回転 | －空気圧 |
| －カムシャフト回転 | －大気圧 |
| －スロットル位置 | －クランクケース圧 |
| －ラムダ | －クラッチ圧 |
| －ノッキング | －ギア位置 |
| －油温 | －ギアボックスシャフト速度 |
| －水温 | －ラップマーカー・ビーコン |
| －燃料温度 | －前輪速度 |
| －排気温度 | －操舵角度 |
| －マニフォールド空気温度 | －ブレーキ圧 |
| －油圧 | －加速度計（横方向および前後方向） |
| －燃料低圧 | －ダンパー動程ポテンシオメーター |
| －燃料レール高圧 | －プッシュロッド荷重 |

7.3）～7.6）（略）

第8条～第18条（略）

第11章 スーパーフォーミュラ（SF）（略）

第12章 リブレ（その他の車両）（NE）（略）

部門Ⅱ：競技専用車両（ナショナルフォーミュラ）（第9章～第13章）
第9章 競技専用車両（ナショナルフォーミュラ）に関する定義（略）
第10章 スーパーF J（S-F J）（略）
第11章 フォーミュラ4（F 4）（略）

第12章 スーパーフォーミュラ・ライツ（SFL）
第1条～第6条（略）

第7条 電気系統

7.1）（略）

7.2）データ集計装置

7.2.1）（略）

7.2.2）各種センサー類

各種センサーの取り付けは2.13）に従い、F I Aの定めた仕様通りに、F I AまたはJ A F 指定の供給業者によって製造されなければならない。以下のセンサーのみが使用できる。

- | | |
|--------------|-------------------|
| －クランクシャフト回転 | －空気圧 |
| －カムシャフト回転 | －大気圧 |
| －スロットル位置 | －クランクケース圧 |
| －ラムダ | －クラッチ圧 |
| －ノックセンサー | －ギア位置 |
| －油温 | －ギアボックスシャフト速度 |
| －水温 | －ラップマーカー・ビーコン |
| －燃料温度 | －前輪速度 |
| －排気温度 | －操舵角度 |
| －マニフォールド空気温度 | －ブレーキ圧 |
| －油圧 | －加速度計（横方向および前後方向） |
| －燃料低圧 | －ダンパー動程ポテンシオメーター |
| －燃料レール高圧 | |

7.3）～7.6）（略）

第8条～第18条（略）

第13章 スーパーフォーミュラ（SF）（略）

第14章 リブレ（その他の車両）（NE）（略）

F I A国際シリーズ SUPER GT 適用車両規則

J A F申請のF I A国際シリーズとして開催される同シリーズは、F I A国際競技規則第2条4項に基づき、クラス毎にそれぞれ以下の車両規定が適用される。

(1) G T 5 0 0 : シリーズオーガナイザー (公認団体 : 株式会社G T アソシエーション) が定めるクラス1 (class1)

(2) G T 3 0 0 : ①シリーズオーガナイザー (公認団体 : 株式会社G T アソシエーション) が定めるG T 3 0 0 (GT300)

②シリーズオーガナイザー (公認団体 : 株式会社G T アソシエーション) が定めるG T 3 0 0 M C (GT300MC)

③F I AグループG T 3 (FIA-GT3)

以上

以上